

三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業実施要領

「三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」第11の規定により、事業の実施にあたり必要な事項について定める。

1 対象となる事業所等

- (1) 常用労働者数とは、雇用期間の定めのない又は1年以上の雇用契約による労働者で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上雇用している人数をカウントする。（例えば、週20時間勤務のパートの方などは、規模要件の従業員数としてはカウントしない。）
- (2) 兵庫県内にある事業所が代替職員を確保した場合に助成対象となる（本社は県外でも可）。
- (3) 事業所単位での申請とする。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等は対象としない。

2 三大疾病の治療のために休職する従業員

- (1) 三大疾病とは、がん、脳卒中、心血管疾患（以下、「がん等」という）とする。がんは、対策型のがん検診が実施されている5がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）に限らず、全ての悪性新生物を対象とする。
- (2) 原則、現職等に復帰することを目指すものとする。但し、本人の都合等、やむを得ない事情がある場合については、「現職等に復帰したとみなす」とする場合もある。
- (3) 県外に生活の本拠を有し、県内の事業所等に勤務する従業員も補助の対象とする。

3 がん等の治療のために休職する従業員の代替職員

- (1) がん等の治療のために休職する従業員が休職前に従事していた業務を代替するために雇用する者であること。
- (2) 労働者派遣も対象とする。
- (3) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
- (4) 1人のがん等の治療のための休職者に対し、代替要員として雇用する代替職員は1人とする。
- (5) 本人の事情等により代替職員が離職し、再度、別の代替職員を雇用した場合、期間は通算する。また、代替職員の交代は、1回まで認めることとする。

4 補助額

- (1) 対象となる経費は、がん等の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金（基本給）とし、交通費や諸手当等は対象としない。
- (2) 派遣労働者を代替職員として受け入れる場合においては、代替職員の基本給の金額が明らかでないときは、派遣料金に10分の7を乗じた額の2分の1の額とする。

5 補助対象期間

- (1) 補助対象となる期間は、1人のがん等の治療のための休職者に対し、通算して最長7か月間とする。
- (2) 代替職員の雇用時期は、がん等の治療のための休職前でも構わないが、補助対象となる期間は、がん等の治療のための休職期間中のみとなる。

6 補助手続き

- (1) 書類提出の一連の流れについては、別紙「申請フロー図」のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。